

犯罪の被害にあわれた方へ



高 知 県 警 察

高知県警察ホームページ【こうちのまもり】
「犯罪被害に遭われた方へ」



はじめに

このパンフレットは、犯罪の被害にあわれた方やそのご家族に

○ 捜査や裁判はどのように進み、犯人はどのような手続で処罰されるのか。また、そこではどのようなご協力をお願いすることになるのか。

○ 利用できる制度には、どのようなものがあるのか。

といったことをわかり易くお知らせするためのものです。

目次

【刑事手続の概要】

1 犯人が成人の場合	1
2 犯人が14歳以上20歳未満の少年である場合	3
3 犯人が14歳未満の少年である場合	3

【捜査へのご協力をお願い】

1 事情聴取	5
2 証拠品の提出	5
3 実況見分への立会い	6
4 裁判での証言	6

【被害者の方が利用できる制度】

1 支援要員制度	7
2 刑事手続、捜査状況の情報に関する制度	8～10
3 裁判で利用できる制度	10・11
4 更生保護において利用できる主な制度	11・12
5 安全の確保に関する制度	12

【経済的支援や各種支援・福祉制度】

1 犯罪被害給付制度	13
2 経済的負担の軽減	14
3 民事上の損害賠償請求制度	14
4 税制	14・15
5 緊急避難場所の確保	15
6 公営住宅への単身入居、優先入居等	15
7 福祉制度	15

【精神的被害の支援】

【各種相談機関・窓口】

【刑事手続の概要】

犯人や犯罪の事実を明らかにし、科すべき刑罰を定める手続のことを「刑事手続」といい、これは大きく、捜査、起訴、公判の三つの段階に分かれ、犯人が成人と少年の場合には、これらの手続が異なります。

1 犯人が成人の場合

(1) 捜査

犯人を捕まえ、証拠を収集して事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動を捜査といいます。

警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者を「被疑者^{ひぎしや}」といい、警察は必要な場合には被疑者を逮捕してから48時間以内に、その身柄を検察庁に送ります（これを「送致^{そうち}」といいます。）。

送致を受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束する必要があると認める場合には、24時間以内に裁判官に対して身柄拘束の請求を行い（この身柄拘束を「勾留^{こうりゅう}」といいます。）、裁判官がその請求を認めると、被疑者は最長で20日間勾留されることになります。被疑者が勾留されている間にも、警察は様々な捜査を行います。

なお、被疑者が逃走するおそれがない場合などには、被疑者を逮捕しないまま取り調べ、証拠を揃えた後、捜査結果を検察庁に送ることとなります。

(2) 起訴

送致を受けた検察官は、勾留期間内に、警察から送致された書類や証拠を精査し、検察官自身で被疑者の取調べなど必要な捜査を行い、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴^{きそ}」、かけない場合を「不起訴^{ふきそ}」といいます。（起訴された被疑者を「被告人^{ひこくにん}」といいます。）

また、起訴には、通常の公開の法廷での裁判を請求する「公判請求^{こうはんせいきゅう}」と、一定の軽微な犯罪について書面審理だけを請求する「略式命令請求^{りやくしきめいれいせいきゅう}」とがあります。

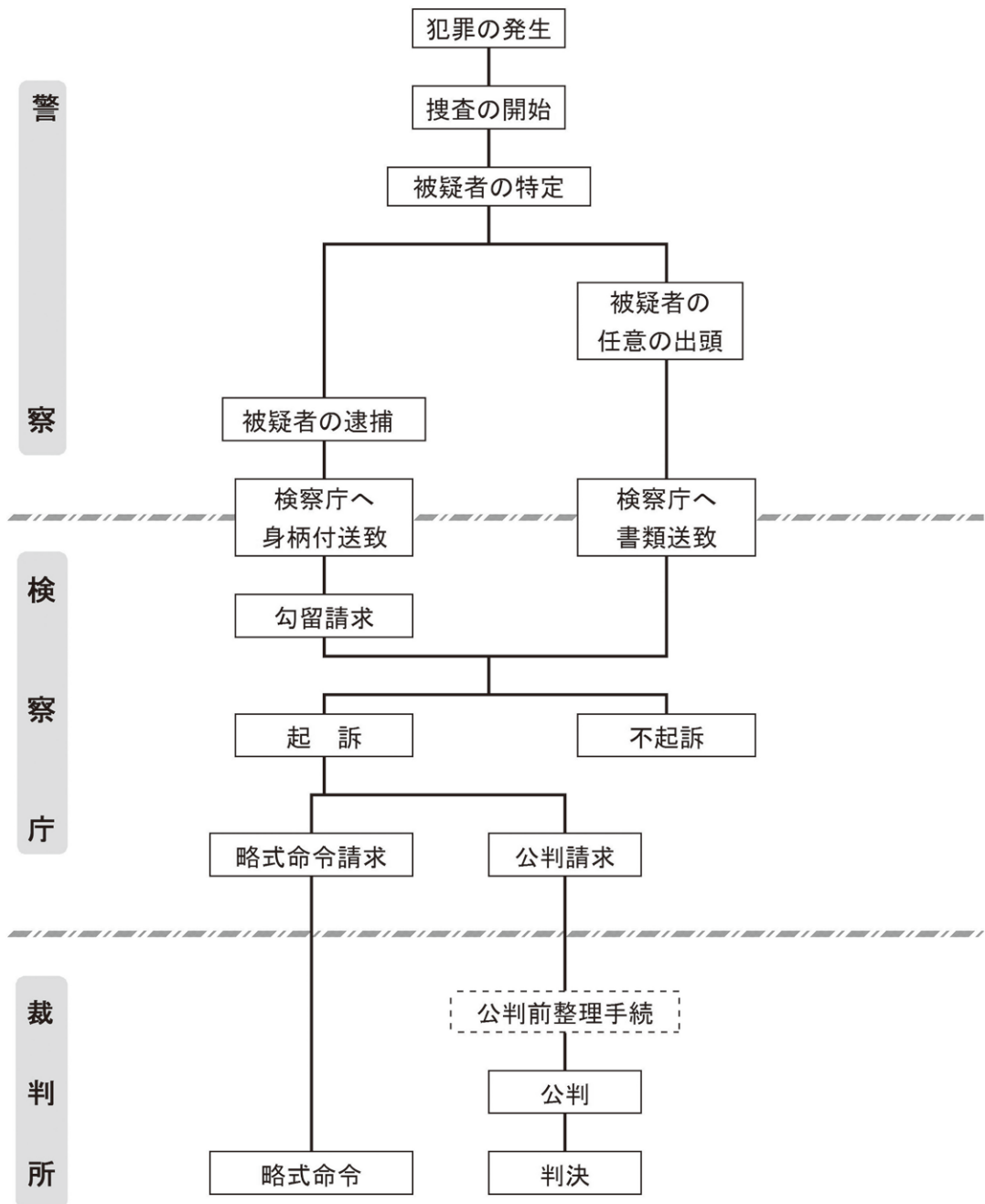
なお、被疑者を逮捕しない事件送致の場合には、送致を受けた検察官は、事件について必要な捜査を行った後に、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

(3) 公判

被疑者が起訴され、公判が開かれる日が決められた後、審理が行われ、判決が下されます。

判決について、検察官や被告人がその内容に不服がある場合には、さらに上級の裁判所（高等裁判所等）に訴えることができます。

<一般的な刑事手続の流れ>



2 犯人が14歳以上20歳未満の少年である場合

(1) 捜査等

警察では、14歳以上の少年については、「刑事手続」と同様に捜査を行います。

法定刑が懲役・禁固等の比較的重い犯罪を犯した場合は、検察庁に事件を送ります。送致を受けた検察官は、取調べなど必要な捜査をした後、少年をどのような処分にするのがよいのかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、警察から、直接、家庭裁判所に事件を送ります。

(2) 審判

家庭裁判所では、送られてきた事件について、「審判」（刑事手続でいう「裁判」）を開始するかどうかを決定します。

これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、もはや審判に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せず、その時点で終了します（これを「しんぱんふかいし審判不開始」といいます。）。

他方、少年に対する処遇を決めるために裁判官が直接審理することが必要であると認められる場合は、「審判手続」を開始します。審判では、保護処分（少年を施設内に収容し矯正教育を行う少年院送致や、社会内において保護観察官と保護司が協働して少年の改善更生を図る保護観察等）の決定を行うほか、保護処分の必要がないと認められた場合には不処分の決定を行います。

なお、少年が凶悪事件を起こした場合等、刑事処分とするべきであると認められた場合には、事件を検察庁へ送り返します。この場合、少年は原則として裁判にかけられ、通常の刑事事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定を受けます。

3 犯人が14歳未満の少年である場合

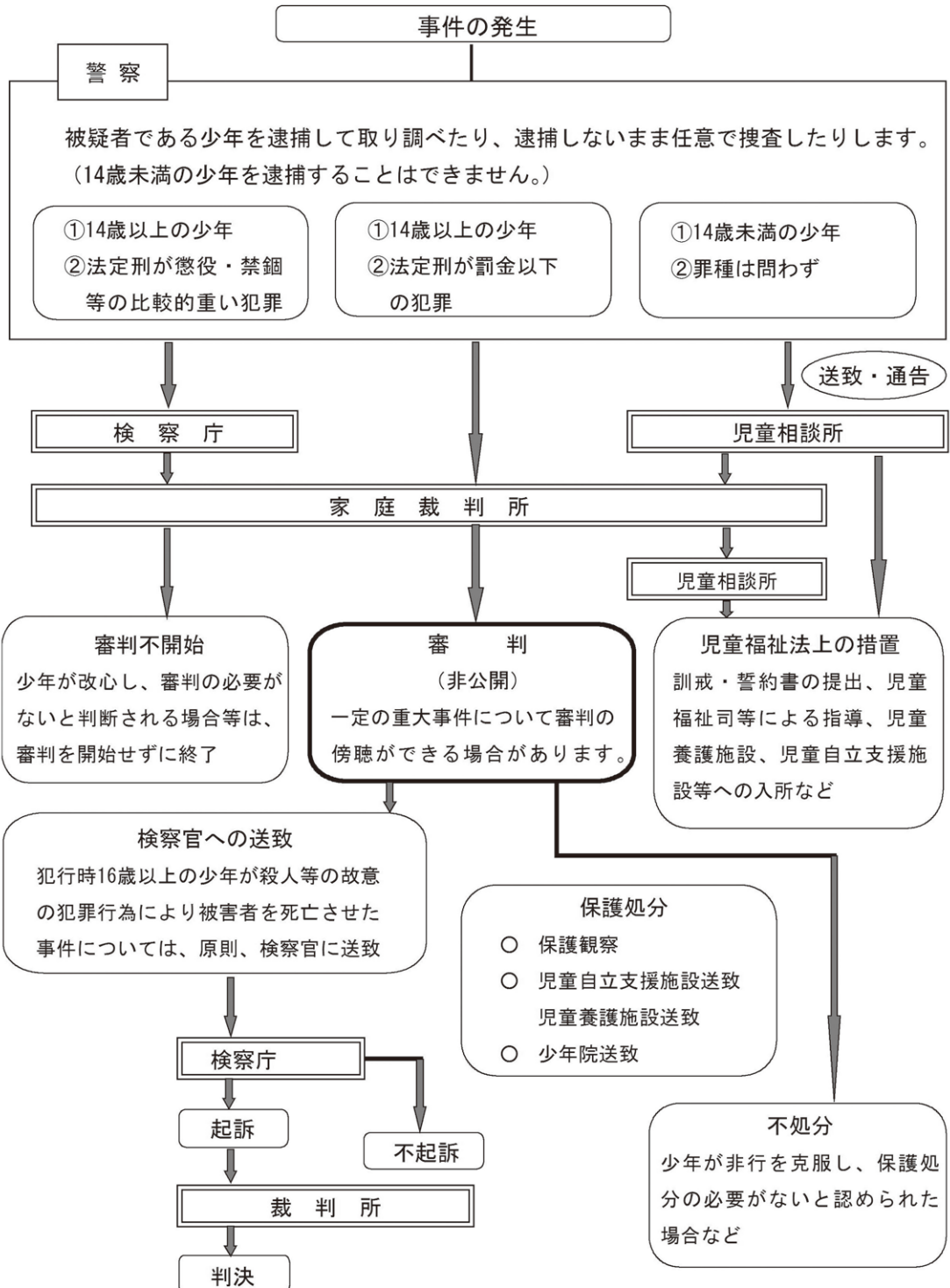
(1) 調査等

14歳未満の少年については、法律上罰することができないことから、警察において調査を行います。14歳未満の少年に対する調査の手続では、少年に対し逮捕等の身柄拘束はできませんが、押収・搜索等の強制処分ができます。警察は、調査の結果、当該事件を児童相談所に通告することができるほか、少年について家庭裁判所の審判に付すべきと思料するときは、当該事件を児童相談所に送致します。

(2) 児童相談所における措置

送致又は通告を受けた児童相談所では、少年に対し児童福祉法上の措置（児童自立支援施設への入所や里親への委託等）をとり、事案を終了させるほか、家庭裁判所での審判が必要であると判断した場合は、事案を家庭裁判所に送ります。家庭裁判所に送られた少年は、14歳以上の少年と同様に、審判を開始するかどうかの決定を受けます。

＜少年の刑事手続及び審判手続の流れ＞



【捜査へのご協力をお願い】

犯罪の被害にあわれた方やそのご家族には、刑事手続上必要なご協力をお願いすることになりますが、そのことでご負担をおかけすることもあります。

早く忘れたい事件を蒸し返すようでつらいと思われるかも知れませんが、犯人を捕まえ、厳しく処罰する上で非常に重要なことであり、同じような被害にあう人をなくすためにも、是非ともご協力をお願いします。

具体的には次のようなことがあります。

1 事情聴取

担当の捜査員が、犯行の状況や犯人の様子などについて、詳しく事情を聞かせていただきます。思い出したくない、言いたくないこともあるかと思いますが、犯人や犯罪事実を明らかにするため、必要があってお尋ねするものです。

詳しいことが分かれば分かるほど、捜査もスムーズになり、犯人の早期検挙につながりますので、ご協力をお願いします。

- 警察に事情を話したことで犯人から仕返しをされるのではという不安をもたれるかも知れませんが、警察は犯人から再び被害を受けることのないよう安全対策に万全を期しています。

詳しくは、12ページの「5 安全の確保に関する制度」をお読みください。

- 被害にあわれた女性の方で、女性警察官による事情聴取を希望される場合や、子供さんが被害にあい、事情聴取に親の同席を必要とお考えの場合には、あらかじめ担当捜査員にご相談ください。
- 警察官による事情聴取のほかに、検察官からも事情を聞かれることもあります。どうして同じことを繰り返し聞かれるのだろうと思われるかも知れませんが、検察官が起訴・不起訴の判断をするために重要なものですからご理解ください。

2 証拠品の提出

犯人や犯罪事実を明らかにするため、被害にあわれた方が被害当時に着ていた服、持っていた物等を証拠品として提出していただくことがあります。これは、犯罪を立証するため必要となりますので、ご協力をお願いします。

- 提出していただいたものについては、捜査上も裁判上もこちらで保管する必要がなくなれば、裁判が終わらない段階でもお返しいたします（これを「還付」といいます。）。
- その証拠品をまだ保管する必要がある段階でも、所有者の方の請求により、仮にお返しできる場合もあります（これを「仮還付」といいます。）。
- また、これらの証拠品について所有者の方が返却の必要がないと思われるものは、提出のときに「放棄」の手続をしていただければ、証拠品として保管する必要がなくなった時に処分されることとなります。

3 実況見分への立会い

被害にあわれた方やそのご家族には、警察官が犯罪の現場等について確認する際に立会いをしていただくことがあります（現場等の状況を「じつぎょうけんぶん実況見分」といい、特に裁判所の令状に基づいて行う確認を「けんしょう検証」といいます。）。

ある程度の時間がかかりますが、事実の解明や犯罪の立証に不可欠な場合に行うものですので、ご協力をお願いします。

4 裁判での証言

被害にあわれた方やそのご家族には、犯罪の立証のため、公判で証言していただくことがあります。（これを「しょうにんじんもん証人尋問」といいます。）。

裁判においては、様々な制度が用意されています。

詳しくは、10・11ページの「3 裁判で利用できる制度」をお読みください。



【被害者の方が利用できる制度】

1 支援要員制度

(1) 指定被害者支援要員制度

警察では、殺人、傷害、性犯罪等の身体犯、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員が、被害者の方への付添い、ヒアリングなどの事件発生直後における被害者支援活動を行う「指定被害者支援要員制度」を導入しています。

指定被害者支援要員は、次のような活動を行っています。

<付添い>

- ・ 事件発生直後早期に臨場し、自己紹介及び支援の申出
- ・ 医師の診察が必要な場合の病院の手配、付添い及び医師への説明
- ・ 実況見分、検証の立会い
- ・ 自宅等への送迎（必要のある場合）

<ヒアリング>

- ・ 心配事の相談受理（身の回りの世話など）

<説明>

- ・ 捜査の流れ、刑事手続等の説明
- ・ 被害者の方が利用できる制度の説明

<民間被害者支援団体等の紹介>

詳しくは、各警察署又は警察本部被害者支援室（☎088-826-0110）にお問い合わせください。

(2) 検察庁における被害者支援員制度

被害にあわれた方やそのご家族の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者の支援に携わる「被害者支援員」が全国の検察庁に配置されています。

被害者支援員は、被害にあわれた方やそのご家族からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行います。



高知地方検察庁「被害者ホットライン」 ☎（088）872-9190

2 刑事手続、捜査状況の情報に関する制度

(1) 被害者連絡制度

警察では、殺人、傷害、性犯罪等の身体犯、ひき逃げ事件、危険運転致死傷罪に該当する事件等の重大な交通事故事件の被害にあわれた方やそのご家族に対して、適時適切に、次の事項について連絡する「被害者連絡制度」を運用しています。

○ 刑事手続及び犯罪被害者のための制度

事情聴取を行った捜査員が、刑事手続及び犯罪被害者のための制度について連絡します。

○ 捜査状況

被疑者の検挙に至っていない場合には、捜査に支障のない範囲内で捜査状況について連絡します。

○ 被疑者の検挙状況

被疑者を検挙した場合には、捜査に支障のない範囲内で被疑者検挙の旨、被疑者の氏名、年齢などの情報を提供します。

○ 逮捕被疑者の処分状況

逮捕後、勾留が行われた事件については、事件を送致した検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、起訴された裁判所について連絡します。

なお、被害にあわれた方やそのご家族の中には、事件のことを思い出したくないので、知らせて欲しくないという方もおられると思いますが、その場合には、事件を担当している捜査員にその旨を話してください。

また、被疑者が少年の場合には、連絡の内容に若干の違いがあります。

(2) 法務省の各機関における被害者等通知制度等

検察庁、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害にあわれた方やそのご家族に対し、ご希望に応じて、事件の処分結果、刑事裁判の結果や有罪確定後の加害者の処遇状況等について通知する制度があります。

通知を受けることができる事項は、

- ① 事件の処分結果（公判請求、略式命令請求、不起訴、家庭裁判所送致等）
- ② 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
- ③ 裁判の結果（裁判の主文と上訴・確定の有無）
- ④ 身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要等上記①～③に準じる事項
- ⑤ 刑の執行終了予定時期（刑の執行終了の予定年月）
- ⑥ 受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項
（収容されている刑事施設の名称・所在地、懲役刑の作業名・改善指導事項等）
- ⑦ 仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項
（釈放された刑事施設の名称・所在地、釈放年月日、釈放事由等）
- ⑧ 仮釈放審理に関する事項（仮釈放審理の開始年月日、仮釈放審理の結果等）
- ⑨ 保護観察中の処遇状況等に関する事項
（保護観察の年月日、特別遵守事項の内容、保護観察の終了年月日等）

等です。これらの通知の申出先は、事件を取り扱った検察庁です。

また、少年院、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害にあわれた方やそのご家族に対し、ご希望に応じて、保護処分を受けた加害者に係る通知（少年審判後の通知）を行っています。

通知を受けることができる事項は、

- ① 収容されている少年院の名称等の事項
(入院年月日、収容されている少年院の名称・所在地)
- ② 少年院在院中の教育状況等に関する事項
(教育予定期間、処遇の段階、個人別教育目標、仮退院の申出年月日等)
- ③ 出院に関する事項 (出院後に出院年月日、出院事由等)
- ④ 仮退院審理に関する事項 (仮退院審理の開始年月日、仮退院審理の結果等)
- ⑤ 保護観察中の処遇状況等に関する事項
(保護観察の開始年月日、特別遵守事項の内容、保護観察の終了年月日等)

等です。

これらの通知の申出先は、加害者が少年院送致処分を受けた場合は少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合は保護観察所です。

なお、検察庁において、被害にあわれた方やそのご家族が再び被害にあうことのないように転居その他犯人との接触を避ける措置をとる必要があります。検察官が通知を行った方がよいと認めたときには、受刑者の釈放直前における釈放予定の時期や釈放された後の住所地について通知がなされることがあります。

これらの制度の詳しい説明については、担当の検察官や被害者支援員にお問い合わせください。

(3) 心神喪失等の状態の者から被害を受けた方の審判の傍聴及び結果通知

一定の重大な他害行為（殺人、放火等）を行った者が心神喪失等であると認められて不起訴処分あるいは無罪となった場合等には、明らかに必要がない場合を除き、検察官は医療の要否及び内容を決定する審判を求めて、裁判所に申立てをすることになります。

裁判所は、この申立てを受けて審判を行い、その者を入院させるのか、それとも通院させるのかなどの決定をします。

被害にあわれた方やそのご家族は、申出をすることによって、審判を傍聴することができ、また、審判の結果等について裁判所からの通知を受けることができます。

詳しくは、事件を担当する検察官や裁判所にお問い合わせください。

(4) 検察審査会への審査申立て

検察官は、事件の捜査を行った上で被疑者を処罰する必要があると判断したときに起訴しますが、いろいろな事情から起訴をしない処分（不起訴処分）をする場合があります。

検察審査会は、検察官がした不起訴処分の当否を審査する機関で、地方裁判所と主な地方裁判所支部の中に設置されています。

検察審査会は、被害にあわれた方や犯罪を告訴・告発した人から、検察官の不起訴処分を不服として申立てがあったときに審査を始めます。また、被害にあわれた方からの申立てがなくても、新聞記事等をきっかけに自ら審査を始めることもあります。

検察審査会への審査の申立てや相談については、一切費用がかかりません。詳しくは、最寄りの検察審査会事務局までお問い合わせください。



高知検察審査会

☎ (088) 822-0639

3 裁判で利用できる制度

犯罪の被害にあわれた方やそのご家族には、民事裁判や刑事裁判において、証人として証言していただくことがあります。その際には、次のような制度が定められています。

- 裁判所が認める適当な人（家族や心理カウンセラー）に付き添ってもらうこと。
- 被害にあわれた方やそのご家族が、被告人や傍聴人から見えないように、間に遮へい物を設置してもらうこと。
- 別室から、ビデオモニターを通じて証言すること。

この他、刑事裁判に関して、次のような制度があります。

- 第1回の公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。また、いわゆる同種余罪の被害者等の方も、民事の損害賠償請求のため必要があり、相当と認められる場合には、公判中の記録の閲覧、コピーができます。
- 刑事裁判の手續において、性犯罪等の被害にあわれた方の氏名等を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をするよう、裁判所に申し出ることができます。
- 犯罪被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 被害にあわれた方やそのご家族の申出があれば、公判を優先して傍聴することができますように、できる限りの配慮がされます。
- 被告人との間で示談した場合に、別に民事訴訟を起こさなくてもいいように、その示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。
- 検察庁で、冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることができます。
- **被害者参加制度**

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、自動車運転過失致死傷罪等の被害にあわれた方やそのご家族は、裁判所の許可を得て、「被害者参加人」という訴訟手續上の地位を得た上、刑事裁判に参加することができます。

具体的には、公判に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対して質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

また、「被害者参加人」に対しては、国から旅費、日当及び宿泊料が支給されます。

○ 被害者国選弁護制度

被害者参加人となった被害者の方やご家族は、公判への出席や被告人質問等を弁護士に委託することもできますが、その資力（現金、預金等の合計額）が基準額に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

○ 損害賠償命令制度

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害にあわれた方やそのご家族は、刑事事件を担当している裁判所に対し、被告人に対する損害賠償命令を申し立てることができます。

この手続は、被告人に対し有罪の言い渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として4回以内の期日で審理を終わらせて損害賠償命令の申立てについて決定をすることとなります。

なお、4回以内の期日で終わらない場合や損害賠償命令の申立てについて裁判所に対して異議の申立てがあった場合等は、通常の民事訴訟の手続に移ります。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所、日本司法支援センター（法テラス）にお問い合わせください。

また、少年犯罪による被害にあわれた方には、次のような制度があります。

- 審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録の閲覧、コピーができます。
- 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、犯罪被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 殺人、傷害事件等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、自動車運転過失致死傷罪等（いずれも傷害の事案にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の被害にあわれた方やそのご家族は、少年審判の傍聴が認められる場合があります。
- 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。
- 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。

詳しくは、家庭裁判所にお問い合わせください。



高知家庭裁判所
日本司法支援センター高知地方事務所（法テラス高知）

☎（088）822-0340

☎050-3383-5577

4 更生保護において利用できる主な制度

(1) 意見等聴取制度

加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした被害者の方は、加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べるすることができます。聴取した意見等は、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定等に当たって考慮されます。

(2) 心情等伝達制度

加害者が保護観察となった場合、被害にあわれた方やそのご家族の申出に応じ、保護観察所が、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれてる状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えます。保護観察中の加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

詳しくは、最寄りの保護観察所にお問い合わせください。



高知保護観察所

☎ (088) 873-1090

5 安全の確保に関する制度

(1) 再被害の防止・保護対策

警察では、被害にあわれた方やそのご家族が、再度、加害者から生命、身体に被害を受けるおそれがある場合に、「再被害防止対象者」として、重点的な防犯指導や必要に応じた所要の警戒措置を行い、再被害防止対象者からの要望があった場合又は再被害防止に必要な場合には加害者の保釈等に関する情報等を提供して安全の確保に努めています。

また、加害者が暴力団員、暴力団関係者、総会屋等で、これら暴力団等からの仕返しを受けるおそれがある場合には、被害者の方を「保護対象者」として指定し、暴力団等からの保護に必要な措置を実施して、被害の未然防止を徹底しています。

もし、加害者や暴力団等から、生命、身体に危害を加えられるような脅しを受けた場合には、すぐに警察へ通報してください。

(2) DV（配偶者からの暴力）、児童虐待等の被害者の保護

警察では、DV事案や、児童虐待、ストーカー事案等の被害にあわれた方が、加害者から離れて保護される必要がある場合には、安全の確保について女性相談支援センターや児童相談所と連携して対応しています。

詳しくは、担当の捜査員や女性相談支援センター、児童相談所にお問い合わせください。



高知県女性相談支援センター

☎ (088) 833-0783

高知県中央児童相談所

☎ (088) 872-0099

(3) プライバシー侵害等に対する人権救済制度

被害にあわれた方やそのご家族が、いわれのないうわさや中傷によって傷つけられたり、プライバシーを侵害されるなどの被害を受けた場合、法務省の人権擁護機関は、相談を受けたり、相手方に人権侵害を止めるよう勧告するなどの救済のための措置を講じています。

【経済的支援や各種支援・福祉制度】

1 犯罪被害給付制度

故意の犯罪被害によって、ご家族の方を亡くされたご遺族、重傷病を負ったり、後遺障害が残った被害者の方に対して、労災保険等の他の公的給付や加害者から十分な損害賠償を受けることができなかつた場合等において、国が給付金を支給する制度です。

給付金は一時金として支給されるもので、その種類は次のとおりです。

遺族給付金

支給の対象となる方とその順位

- 1 ①被害者の配偶者
- 2 被害者の収入により生計を維持していた被害者の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- 3 上記以外の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

※ このうち第1順位の遺族の方が遺族給付金の支給を受けることができます。

遺族給付金の額 : 被害者の方が被害に遭った当時の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算定されます。(生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合は、その年齢、人数に応じて加算されます。)

重傷病給付金

支給の対象となる方 : 故意の犯罪行為により、「療養の期間が1月以上、かつ、3日以上入院」を要する重傷病を負った方（PTSD等の精神疾患の場合は「療養の期間が1月以上、かつ、3日以上労務に服することができない状態」であったことを支給の要件とします。(入院の必要はありません。))

重傷病給付金の額 : 怪我や病気の治療のため、病院に支払った治療費（保険診療）の自己負担分（実費）と休業損害を考慮した額の合算額（上限120万円）を、3年間で限度として支給されます。

障害給付金

支給の対象となる方 : 故意の犯罪行為により、**障害（障害等級1～14級）が残った被害者の方**

障害給付金の額 : 被害者の方が犯罪の被害にあった当時の収入や年齢、障害の程度（障害等級）に応じて異なります。

ただし、原因となった犯罪行為が行われたときに日本国籍を有しない方で、かつ、日本国内に住所を有しない方は受給できません。

また、被害者の方に不適切な行為がある場合等には給付金の全部又は一部が支給されないこともあります。

申請は、申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に行いますが、手続は警察署又は警察本部に、申請書と必要書類を提出して行っていただきます。

なお、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過した場合には申請ができません。ただし、加害者により身体
の自由を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請
ができなかったときは、その理由のやんだ日から6か月以内に限り申請することができます。

詳しい内容や申請の手続方法については、



警察本部被害者支援室 犯罪被害給付担当 ☎ (088) 826-0110
犯罪被害者ホットライン ☎ (088) 871-3110

までお問い合わせください。

2 経済的負担の軽減

警察では、犯罪により傷害等を負った場合に、次の医療費用等について経費を支出し、
犯罪の被害にあわれた方やそのご家族の費用負担を軽減しています。

- ・ご家族を亡くされた方 … 遺体搬送費、死体検案書料
- ・傷害を負われた方 … 初診料、診断書料
- ・性犯罪被害にあわれた方 … 初診料、診断書料、検査費用等
- ・深刻な精神的被害等を負われた方 … 精神科医等による診察
- ・自宅を血痕等で著しく汚損された方 … ハウスクリーニングに要する費用

全ての犯罪が支出の対象となるわけではありませんので、詳しくは事件を担当する捜
査員にお問い合わせください。

3 民事上の損害賠償請求制度

犯罪は、他人の権利を侵害し、これによって他人に損害を生じさせる行為であること
から、民法上の不法行為（民法第709条）に該当し、被害にあわれた方やそのご家族は、
加害者等に対して損害賠償を請求することができます。

不法行為による損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民事手続に従って行われるも
ので、刑事手続とは別に被害にあわれた方々が申立てなどを行う必要があります。

詳しくは、裁判所や弁護士会にお問い合わせください。

なお、損害賠償命令制度については、10・11ページの「3 裁判で利用できる制
度」をご覧ください。



高知弁護士会（法律一般相談） ☎ (088) 822-4867 《相談予約電話》

4 税制

医療費を支払ったり、身体に障害が残った方に対しては、次のような「所得控除」が認められる場合があります。

○ **医療費控除**

納税者ご本人や生計を同じくする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、一定の額が控除されます。

○ **障害者控除**

納税者ご本人やその納税者の配偶者控除、扶養控除の対象となる親族が障害者である場合には、27万円（特別障害者である場合は40万円）が控除されます。

○ **寡婦（寡夫）控除**

夫と死別した妻又は妻と死別した夫のうち、一定の方に27万円（特定の寡婦は35万円）が控除されます。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

5 緊急避難場所の確保

自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合や再被害にあう危険性が高い場合等には、公費により、一時的に避難するための宿泊場所を提供する制度があります。

詳しくは、各警察署又は警察本部被害者支援室（☎088-826-0110）にお問い合わせください。

6 公営住宅への単身入居、優先入居等

配偶者からの暴力事案の被害者については、同居親族要件が緩和され、公営住宅（県営住宅・市町村営住宅）への単身での入居が可能です。

また、犯罪行為により従前の住居に住めなくなった一定の収入以下の方について、公営住宅（県営住宅・市町村営住宅）に優先的に入居できる場合があります。

その他、緊急に公営住宅へ入居する必要がある方や単身者についても対応できる場合がありますので、詳しくは、県又は市町村の公営住宅管理担当窓口までお問い合わせください。

7 福祉制度

父親を亡くしたため母子家庭となった場合には、児童扶養手当や母子福祉資金の貸付などを受けることができます。

収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活が困っている方に対しては、困窮の程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。

詳しくは、各自治体や福祉事務所にお問い合わせください。

【精神的被害の支援】

犯罪の被害により大変重いストレスにさらされると、程度の差はあっても、次のような様々な心身の反応があらわれることがあります。

- ◇ 感情面 : 感情がわかなくなる、強い恐怖・不安、眠れない・夜間に目が覚める、孤独感・罪悪感・自責感、いらいら・怒り
- ◇ 思考面 : 物事に集中できない、思考力の減退・まひ・混乱、その時の光景が何度も思い浮かぶ、事件のことを何度も夢にみる
- ◇ 行動面 : 怒りっぽくなる、興奮、取り乱す、閉じこもり、飲酒や喫煙の増加、生活が不規則になる
- ◇ 身体面 : 頭痛・肩こり、手足のだるさ、胃のもたれ・下痢、便秘、息苦しさ、食欲不振

これらは、時間の経過とともに、次第に回復していきますが、回復にかかる時間は人それぞれです。中には様々な精神疾患（PTSD等）に発展していく場合があります。

警察では、犯罪の被害にあわれた方々の精神的被害回復を支援するために、カウンセリングのための専門員を配置したり、精神科医や民間のカウンセラーと連携するなど、被害にあわれた方々のためのカウンセリング体制を整備しております。

詳しくは、



警察本部被害者支援室

☎ (088) 826-0110

犯罪被害者ホットライン

☎ (088) 871-3110

までお問い合わせください。



【各種相談機関・窓口】

1 警察における相談窓口

被害者の方からの相談に対し、警察における専門相談窓口を次のとおり紹介しますので参考にしてください。

- (1) 高知県警察本部 **☎** (088) 826-0110 《代表》
ホームページ <http://www.police.pref.kochi.lg.jp>
- (2) 警察総合相談電話（各種の警察相談の受付）
☎ (088) 823-9110
☎ #9110
- (3) 被害者支援窓口（犯罪被害者等給付金の申請等）
○ 高知県警察本部警務部県民支援相談課被害者支援室
☎ (088) 826-0110 《代表》
・ 犯罪被害者ホットライン **☎** (088) 871-3110
- (4) 女性被害相談電話（レディースダイヤル110番）
☎ (088) 873-0110
- (5) 性犯罪被害相談電話全国共通ダイヤル
☎ #8103
- (6) 犯罪の被害にあわれた少年に関する相談窓口
○ 高知県警察本部生活安全部少年女性安全対策課少年サポートセンター
・ ヤングテレホン **☎** (088) 822-0809
○ 警察署 課少年係
☎ - (内線)
- (7) 暴力団犯罪等に関する相談窓口
○ 組織犯罪対策課
・ 暴力団相談電話 **☎** (088) 822-8930
○ 警察署 課暴力犯係
☎ - (内線)
- (8) 各都道府県警察の相談窓口を知りたい方は、
警察庁犯罪被害者支援室ホームページ
<http://www.npa.go.jp/higaisya/index.html>
をご参照ください。

2 検察庁における相談窓口

犯罪の被害にあわれた方が検察庁へ気軽に被害相談や事件に対する問合せを行えるように、専用電話として「被害者ホットライン」が全国の地方検察庁に設けられています。

「被害者ホットライン」は、電話だけでなく、ファックスでの利用も可能となっております。夜間や休日の場合でも留守番電話やファックスでの利用が可能となっておりますので、ご利用ください。

高知地方検察庁「被害者ホットライン」 ☎（088）872-9190

全国の地方検察庁の被害者ホットライン窓口は法務省ホームページ「被害者ホットライン連絡先」をご参照ください。

3 保護観察所における相談窓口

全国の保護観察所には、被害者担当官及び被害者担当保護司が配置されています。犯罪の被害にあわれた方からの電話や来庁による相談、問合せに応じ、悩みや不安等を聞いたり、各種制度の説明や関係機関の紹介等を行っていますので、ご利用ください。

高知保護観察所 ☎（088）873-1090

全国の保護観察所の所在地及び犯罪の被害にあわれた方のための専用電話番号を知りたい方は、法務省の更生保護における犯罪被害者等施策ホームページをご参照ください。

4 高知県犯罪被害者等支援相談窓口

高知県では、文化生活スポーツ部県民生活課内に、犯罪被害者等支援相談窓口を設置し、専任の相談員が電話や面接で相談に応じています。

高知県犯罪被害者等支援相談窓口 ☎（088）823-9340

高知県の取組や支援制度については、高知県ホームページ「犯罪被害者等支援に関するページ」をご参照ください。

高知県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体

5 認定NPO法人「こうち被害者支援センター」

犯罪行為の発生後、警察等の関係機関と連携を図りながら、犯罪の被害にあわれた方やそのご家族に対して、さまざまな支援を行うボランティアを中心に活動する民間の団体です。

犯罪被害者等早期援助団体は、次のような活動を行っています。

- 電話相談・面接相談
- 病院・警察署・検察庁・裁判所等への付添い
- 自助グループに交流の場所を提供するなどの支援活動
- 被害者支援に関する広報啓発活動

詳しくは、こうち被害者支援センター ☎（088）854-7867（月～金10時～16時）までお問い合わせください。

6 公益財団法人暴力追放高知県民センター

(公財) 暴力追放高知県民センターは、暴力団排除活動の中核として、暴力団に関するトラブルのあった方への支援と助言を積極的に行っています。

特に、暴力団犯罪の被害にあわれた方に対しては、次のような支援を行っています。

- 民事訴訟費用の無利子貸付
- 見舞金の支給
- 専門的な知識を有する相談員による相談

詳しくは、(公財) 暴力追放高知県民センター ☎ (088) 871-0002までお問い合わせください。

7 日本司法支援センター高知地方事務所 (愛称「法テラス高知」)

法テラス高知は、法的な紛争の解決のために必要な情報や法律サービスの提供が受けられる社会を実現するための総合法律支援の中核を担う法人で、次のような支援を行います。

- 情報提供業務
法制度に関する情報の提供をしたり、相談窓口や犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を無料で行います。
- 民事法律扶助業務
経済的に困りの犯罪被害者の方に対して、無料で法律相談を行い、民事裁判手続における弁護士費用等を立て替えます。(一定の条件に該当している方に限ります。)
- 国選被害者参加弁護士の選定に関連する業務
刑事裁判への参加を許可された被害者参加人の意見を聞いて、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務等を行います。

詳しくは、法テラス高知 ☎ 0503383-5577までお問い合わせください。

ホームページ

<http://www.houterasu.or.jp>

8 公益財団法人犯罪被害救援基金

人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げ、又は重障害を受けた方の子弟のうち、経済的理由により修学が困難な方に対する奨学金又は学用品費の給与、その他の犯罪被害者に係る救援事業を行うことを目的として設立された公益財団法人で、次のような事業を行っております。

- 学生、生徒及び児童に対する奨学金又は学用品費の給与
- 学生、生徒及び児童の生活の指導及び相談
- その他この法人の目的を達成するために必要な事業

詳しくは、(公財) 犯罪被害救援基金事務局 (☎03-5226-1020・1021) 又は警察本部被害者支援室にお問い合わせください。

ホームページ

<http://kyuenkikin.or.jp>

【連絡捜査員】

警察署

課

係

氏名

☎

(内線)

【連絡捜査員不在時の連絡先】

警察署

課

係

氏名

☎

(内線)